■■都市計画提案制度の手続きフロー■■

提案できる人
(1) 提案区域内の土地所有者または借地権者
(2) まちづくりの推進を目的とする特定非営利活動法人（まちづくり NPO 法人）、民法第 34 条の法人、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社若しくはまちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして国土交通省令で定める団体又はこれらに準ずるものとして地方公共団体の条例で定める団体

事前相談

提案対象
・市が決定権者となる都市計画

都市計画提案

提案書類
(1) 都市計画提案書
(2) 都市計画の素案
　(a) 計画書
　(b) 計画図(縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用したもの)
(3) 土地所有者等の同意を得たことを証する書類
(4) その他必要な書類

受付：提案用件の確認

関係部課・県等事業予定者との協議

提案要件
(1) 0.5ha 以上の一団の土地の区域であること
(2) 都市計画に関する基準に適合していること
(3) 提案区域内の土地所有者等の 2/3 以上の同意（人数と面積）が得られていること

審　　査

都市計画決定・変更の必要性あり

都市計画決定・変更の必要性なし

都市計画市素案の作成
公聴会等の開催

都市計画市素案の
公告・縦覧

再審査

周南市都市計画審議会

不採用が適当

不採用が不適当

都市計画決定･変更の告示

提案者に都市計画の決定・変更をしない理由を通知